

令和4年3月24日

第21回村上市農業委員会会議録

第21回村上市農業委員会定例会を令和4年3月24日午後2時00分村上市民ふれあいセンター研修会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	阿部正一	2番	板垣栄一
3番	遠藤俊樹	4番	本間裕一
6番	菅原隆雄	7番	佐藤昌夫
8番	遠山久夫	9番	本間サヨ子
10番	稲葉浩之	11番	齋藤博
12番	加藤孝平	13番	齋藤文夫
14番	石山章	15番	佐藤裕介
16番	船山寛	17番	大倉毅
18番	大野章	19番	村山美恵子
20番	富樫与志栄		

1. 欠席委員は次のとおりである。

5番 佐藤健吉

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定について

議案第5号 村上市農業委員会会議規則の一部を改正する規則制定について

議案第6号 村上市農業委員会会長等互選規程の一部を改正する規程制定について

議案第7号 職員の任免について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長 小川良和

事務局 次長 中村宣信

事務局 副参事 小田雄介

事務局 係長 園部和枝

1. 午後2時04分 事務局長（小川良和君） それでは、改めまして、皆様ごめんください。それでは、これより第21回村上市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。農業委員、議席番号5番、佐藤健吉委員から欠席する旨の報告をいただいております。よって、出席委員19名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

また、今回は合同会議ですので、農地利用最適化推進委員の方々からもご出席をいただいております。推進委員の方につきましては、議席番号1番、江端善文委員、議席番号5番、中村淳委員のお二方から欠席する旨の連絡をいただいております。よって、出席者は17名でございます。

それでは、初めに会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川良和君） ありがとうございます。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、最初に議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議長である私に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第21回村上市農業委員会定例総会議事録署名委員には議席番号4番、本間委員、議席番号6番、菅原委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） それでは、日程4の報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局より報告してください。

○事務局次長（中村宣信君） 報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

1 ページを御覧いただきたいと思います。番号1、申請人、_____、土地につきましては3筆、4,913平米となっております。申請事由といたしましては、申請地の字山花は50年以上前から農作業小屋が建っています。また、字久保、字中平は約30年以上前に杉を植林したため、現在は山林化しております。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、位置について説明させていただきます。2 ページを御覧いただきたいと思います。図面中央、右から左に流れているのが長津川でございます。その上に並行して通っているのが県道小揚猿沢線、図面右側にデイサービス長津、旧長津小学校がございます。図面左、県道沿いの太線に囲まれているところが申請地の1か所目となっております。図面、その下段のほうに太線で囲まれている2か所が今回の申請地となっております。

報告は以上でございます。

○議長（石山 章君） 今ほどの報告についてご質問等がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、それでは日程5の議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、3ページ御覧をください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

今月は、使用貸借が1件、売買案件が1件で、合わせて2件でございます。

それでは初めに、使用貸借の案件です。番号1番、貸人、_____、借人、_____、田18筆、地積合わせまして20,915平米、お二方は胎内市在住で親子でございます。このたび経営移譲年金受給のため、親子間で貸借を行うものでございます。

続きまして、売買の案件です。番号2番、譲渡人、_____、譲受人、_____、地目、田1筆、地積926平米、契約種別、売買、対価_____、10アール当たり_____でございます。こちら相作になっている農地で、譲受人の_____が隣だった農地を所有していることもあり、売買を行うものでございます。

場所の説明をいたします。めくっていただきまして、4ページを御覧ください。こちら神林地区の宿田、松沢、山田の境界付近でございます。ページ左側に国道7号が走っておりまして、右上側が神林工業団地でございます。ページ中央付近、太く囲った箇所がございますが、こちらが議案第1号、番号2番の位置図でございます。以上で場所の説明を終わります。

説明しました2件につきまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） 今ほど説明のあった案件について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） しばらくないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

5ページを御覧いただきたいと思っております。番号1、譲渡人、_____、譲受人、_____、

_____、_____、土地につきましては1筆、741平米、転用目的は宅地分譲敷地、契約は売買、対価_____、10アール当たり_____となっております。農地区分、第3種農地。備考としましては、申請者は申請地を宅地分譲敷地として使用したく、転用申請するものです。なお、申請地は用途地域（第1種中高層住居専用地域）に位置し、住宅が建ち並ぶ市街化の傾向が著しい区域にある農地です。宅地分譲は3区画、全体計画といたしましては766平米となっております。

続きまして、下段、番号2、譲渡人、_____、譲受人は_____となっております。土地につきましては1筆、25平米、転用目的、宅地分譲敷地、契約は売買、対価_____、10アール当たり_____となっております。農地区分以降は1番と同じとなっております。

続きまして、6ページを御覧いただきたいと思います。番号3、譲渡人、_____、譲受人、_____、土地につきましては1筆、2,125平米、転用目的は建築条件つき売買予定地となっております。契約は売買、対価は_____で、10アール当たり_____となっております。農地区分は第3種農地。備考としましては、申請者は、建築条件つき売買予定地として販売するため、転用申請するものです。なお、申請地は500メートル以内に2以上の公共施設（岩船中学校、岩船連絡所）があり、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域に位置する農地です。宅地分譲区画といたしましては7区画、全体計画は2,125平米となっております。

下段、番号4、貸人、_____、借人、_____、_____、土地につきましては1筆、475平米、転用目的は住宅建築敷地、契約は使用貸借、農地区分は第2種農地。備考としましては、申請者は、このたび住宅の建設を計画し、利便性等から申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。木造2階建て1棟、建築面積は89.14平米となっております。

続きまして、右側、7ページを御覧いただきたいと思います。番号5、貸人、_____、_____、_____、借人は_____、_____、_____となっております。土地につきましては2筆、面積677平米、転用目的は建設資材置場敷地となっております。契約は賃貸借、10アール当たり対価_____、農地区分は第2種農地。備考としましては、申請者は、このたび建設資材置場の設置を計画しており、利便性等から申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。全体計画としては2,658平米、農地が1,243平米、その他1,415平米となっております。こちらは始末書が添付されておりますので、読み上げさせていただきたいと思います。

始末書といたしまして、今回申請いたしました土地6筆は農地であります。農地法について十分に理解していなかったため、令和4年4月頃から建設資材置場として利用するに当たり、同年3月中に整地をしてしまいました。以後、このような違法行為のないよう、農地法及び関係法令を遵守いたしますので、寛大なる処分と今回の申請については受理くださいますようお願い申し上げますということとなっております。

続きまして、下段、番号6、貸人、____、借人、_____でございます。土地につきましては2筆、249平米、転用目的は建設資材置場敷地、契約は賃貸借、10アール当たり____、以下5番と一緒にございます。

続きまして、8ページを御覧いただきたいと思います。こちらの案件も_____の案件でございます。番号7、貸人、____、____、借人は_____となっております。土地につきましては1筆、212平米、以下5番と同じとなっております。

続きまして、下段、8番、貸人、____、____、譲受人が____、土地につきましては1筆105平米、以下番号5と同じとなっております。

続きまして、右側、9ページを御覧いただきたいと思います。番号9、貸人、____、借人、____、____、____、土地につきましては6筆、面積は17,879平米、転用目的は砂利採取、契約は賃貸借、10アール当たり単価____、農地区分は農振農用地にあるということになります。備考としましては、一時転用、利用期間は許可日から令和5年10月15日、全体計画としては17,903平米、うち農地が17,879平米、その他24平米となっております。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。次のページ、10ページを御覧いただきたいと思います。番号1、2の案件でございます。図面下段、やや右にあるのが村上中等教育学校、図面右上にございますのが瀬波小学校となっております。図面中央よりやや左にあるのが瀬波保育園ですが、その保育園の上に太線で囲まれている箇所が2筆、今回の申請地となっております。

続きまして、11ページ、右側を御覧いただきたいと思います。図面右側に、右から下のほうに道路が走っております。こちら国道345号になります。図面中央に岩船中学校、その左手にリハビリテーション大学、その左手に太線で囲まれているところが今回の番号3の申請地となっております。

続きまして、12ページを御覧いただきたいと思います。番号4の案件でございます。図面中央、上から下に通っているのが国道7号、図面右側端に流れているのが大須戸川となっております。この7号より中央からやや左手のところに太線で囲まれているところが番号4の申請地となっております。

続きまして、右側、13ページを御覧いただきたいと思います。番号5、6、7、8の_____の案件でございます。図面左手、上から下に通っているのが高根川でございます。右側のほうにある集落が黒田集落となっております。この図面中央に太線で囲まれている6筆が今回の申請場所でありまして、この申請地の脇に前のJAにいがた岩船の旧第1カントリーエレベーターがあった場所でございます。その隣でございます。

続きまして、14ページを御覧いただきたいと思います。番号9の案件でございます。図面右側のほうに太い着色されているところが荒川になっておりまして、図面中央、やや上段にございますのがあらかわゴルフ場でございます。そのゴルフ場の下、太線で囲まれている6筆が番号9の案件の場所となっております。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、議案番号1番から3番について報告をお願いいたします。

10番、稲葉委員。

○10番（稲葉浩之君） 10番、稲葉です。現地調査を報告します。議案第2号、番号1、2については隣接した農地で、同一の許可申請農地のため、一括して報告させていただきます。

3月10日午前9時より、ローソン岩船上ノ山店付近において農業委員、最適化推進委員全員、事務局より中村次長が出席し、事務局より申請内容について説明を受けました。最初に、近くの現地調査を行い、その後申請地に移動し、行政書士・海事代理士_____の_____より説明を受け、申請内容を確認しました。現地は、県道529号線に面しており、近くには瀬波保育園、はまなす病院がある宅地化が進行している地域です。現地は、第1種中高層住宅専用地域に指定されています。被害防除計画については3区画に分けて宅地として分譲、雨水は道路側溝に排水、生活雑排水は公共下水道を利用する計画です。周辺の利害関係者からの同意も得られているとの説明があり、全員で許可相当と判断してまいりました。ご審議よろしく申し上げます。

続きまして、議案第2号、番号3について現地調査してまいりましたので、報告します。3月10日午前9時よりローソン岩船上ノ山店付近において農業委員、最適化推進委員全員、事務局より中村次長が出席し、申請内容について説明を受けました。その後現地に移動し、行政書士・海事代理士_____の_____より説明があり、建築条件つき売買予定地として転用したい。分譲区画は7区画で計画している、令和8年3月31日までに分譲できない区画があった場合、建て売り販売に変更して令和9年3月31日までに自社で住宅建築を行い、建て売り販売する計画であるとの説明がありました。現地は500メートル以内に岩船中学校、岩船連絡所、岩船保育園など複数の公共施設があり、宅地化が進行している農地です。被害防除計画につきましては、7区画に分けて宅地として分譲、雨水は道路側溝に排水する、生活雑排水は公共下水道を利用する。利害関係者からの同意も得られていることが確認できたため、全員で許可相当と判断してまいりました。ご審議よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（石山 章君） それでは、次に議案番号4番について調査報告をお願いいたします。

推進委員6番、富樫委員。

○推進委員6番（富樫 潤君） 推進委員6番、富樫です。朝日地域では、3月14日月曜日に農地法第5条申請の番号、第4番の案件について現地確認を行いましたので、報告いたします。

当日は、6時に朝日文化会館会議室において農業委員6名、最適化推進委員6名、事務局から中村次長、朝日支所産業建設課からは菅井主査が出席し、事務局より申請内容について説明を受けました。その後、現場に移動し、申請者、貸人である_____氏立会いの下、申請内容について確認

を行いました。借人である息子夫婦は、現在貸人である親と同居しておりますが、このたび現在住んでいる場所の隣接地に住宅を建設するために転用申請するものであります。申請地の周囲には貸人以外の農地は1筆あるものの、盛土等の構成の計画はなく、所有者からの同意も得ております。また、申請地への水道の供給や汚水排水につきましては、上下水道管の両管が道路に埋設されており、施設内の雨水排水については道路側溝へ排水することから、市との事前協議を行っているとのことでした。

よって、このたびの転用申請については、委員全員で許可すべきものとの意見になりました。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） それでは、続いて議案番号5番から8番について現地調査の報告を願います。推進委員13番、鈴木委員。

○推進委員13番（鈴木奈津紀君） 最適化推進委員の鈴木です。続きまして、第5条申請の番号5から8の案件について現地確認を行いましたので、ご報告いたします。

今ほど報告のありました5条申請の番号4の後に事務局より申請内容について説明を受け、その後黒田地内の現場に移動し、_____の_____氏立会いの下、申請内容について確認を行いました。申請者である_____は、現在使用している資材置場が手狭となったため、転用申請するものであり、申請地は砂利採取場とJAの施設との間に位置し、近年は作付されていない農地であります。資材置場には水道、下水道施設の設置計画はなく、雨水については自然浸透による処理とのことでした。また、資材を置く際には林地境界から2メートル以上離し、隣地への土砂の流出等が起きないように配慮するとのことでした。このたび申請者から始末書の提出もありましたが、申請者自身、農地法について十分理解していなかったことが原因であったため、これからは事前に農業委員へ相談し、このようなことを起こさないように十分注意しますとの反省も述べられておりました。そういったことから、朝日地域としては本申請の許可はやむを得ないものとの意見になりました。ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（石山 章君） それでは、続きまして、現地調査の報告をお願いいたします。議案番号9番について、農業委員1番、阿部委員。

○1番（阿部正一君） 1番、阿部です。それでは、議案第2号、番号9の現地調査を報告いたします。

今月の14日午後1時30分より荒川支所において中村次長の説明を受け、その後農業委員3名、最適化推進委員2名、伊藤主任、荒川支所国井課長補佐で現地において_____、_____、_____両氏の説明を受け、出席委員全員で許可すべきと判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） 報告をいただいた皆さん、ありがとうございます。

それでは、今ほど説明、報告のあった議案第2号につき、質疑に入ります。ご意見、ご質問のあ

る方。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) 特にないようでありますので、議案第2号を許可することに決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事(小田雄介君) それでは、15ページを御覧ください。議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定についてご説明いたします。

今月は、使用貸借が19件、賃貸借権の設定が175件、売買が2件、中間管理機構の案件が1件、合わせまして197件でございます。

それでは、使用貸借の案件からです。番号1番、貸人、____、借人、____、地目、田1筆、525平米、期間は10年間、再設定、改良区費は貸人負担でございます。以降、20ページの番号19番までが使用貸借の案件でございます。

20ページ、番号20番、賃貸借権の設定の案件でございます。番号20番、貸人、____、借人、____、地目、田、計13筆、面積18,897平米、期間は5年間、賃借料は10アール当たり____、改良区費は貸人負担、再設定の案件となります。以降、64ページ、194番までが賃貸借権の設定となります。

それと、1つちょっと訂正をお願いしたいんですが、48ページの133番の案件です。こちら改良区費につきまして「借人負担」となっておりましたが、「貸人負担」の間違いですので、訂正をお願いします。

(議案何番ですかの声あり)

○事務局副参事(小田雄介君) 133番。申し訳ございません。お願いいたします。

続きまして、売買案件でございます。64ページを御覧ください。64ページ、番号195番です。譲渡人、____、譲受人、____、地目、田2筆、面積10,142平米、契約の種別、売買、対価は____、10アール当たり____でございます。

続きまして、番号196番、譲渡人、____、譲受人、____、地目、田1筆、面積は1,705平米、契約の種別、売買、対価は____、10アール当たり____でございます。

場所の説明をいたします。めくって66ページを御覧ください。こちら神林地区でございます。ページの右側が有明及び小出の集落でございます。左上側が大塚の集落になります。大塚と有明の間に太く囲った場所が議案第3号、番号195番の売買案件の箇所となります。

続きまして、67ページを御覧ください。こちら山北地区下大蔵地内でございます。ページの中央を斜めに国道7号が走っております。右側へ向かうと、北中、大毎方面でございます。左側に向かうと勝木方面でございます。ページ中央、太く囲った場所が議案第3号、番号196番の売買案件の箇所となります。

位置図の説明は以上でございます。

○事務局係長（園部和枝君） 続きまして、68ページを御覧ください。農地中間管理事業による利用権の設定です。今回は、賃貸借が1件になります。

それでは、番号197番、貸人、____、借人、____、____、____、土地につきましては田2筆、10,142平米、利用権等の種別が賃貸借の設定、期間が9年間、新規の農地中間管理事業となりまして、改良区費は借人負担です。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、最初に議案番号11番と93番につき審議いたします。

この案件については、議席番号__番、____、議席番号__番、____が議事に参与できない案件でありますので、議長を代わって議席番号11番の斎藤委員から議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。____、____は退席させていただきます。

（__番 ____、__番 ____退席）

○11番（斎藤 博君） それでは、石山会長に代わりまして議長を務めさせていただきます。

議案番号11番及び93番につきまして質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○11番（斎藤 博君） 特にないようでありますので、承認することに決定してもご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声多数）

○11番（斎藤 博君） 異議なしと認め、議案番号11番及び93番について承認することに決定いたします。

（__番 ____、__番 ____着席）

○11番（斎藤 博君） ____、____、議案番号11番、93番、承認することに決定いたしました。

○議長（石山 章君） 11番、斎藤部会長ありがとうございました。

それでは、次に議案番号2番から17番、69番から104番につき審議をいたします。議席番号__番、____は議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

（__番 ____退席）

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) ないようでありますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案番号2番から17番、69番から104番までにつき承認することに決定いたしました。

(__番 _____着席)

○議長(石山 章君) _____、番号2番から17番、69番から104番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号18番、124番から128番までにつき審議いたします。議席番号__番、_____、議事に参与できませんので、退席を願います。

(__番 _____退席)

○議長(石山 章君) それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) ないようでありますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案番号18番、124番から128番、承認することに決定いたしました。

(__番 _____着席)

○議長(石山 章君) _____、議案番号18番、124番から128番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号138番から143番につき審議をいたします。議席番号__番、_____、議事に参与できませんので、退席をお願いします。

(__番 _____退席)

○議長(石山 章君) 質疑に入ります。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) ないようでありますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案番号138番から143番、承認することに決定いたしました。

(__番 _____着席)

○議長(石山 章君) _____、議案番号138番から143番、承認することに決定いたしました。

次に、議案番号180番につき審議をいたします。議席番号__番、_____、__番、_____、__番、_____、議事に参与できませんので、退席を願います。

(__番 _____、__番 _____、__番 _____退席)

○議長（石山 章君） 質疑に入ります。ご質問等ありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○議長（石山 章君） ないようでありますので、180番、承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案番号180番、承認することに決定いたしました。

(__番 _____、__番 _____、__番 _____着席)

○議長（石山 章君） 退席された3名、議案番号180番につき、承認することに決定いたしました。

続いて、議案番号185番から189番まで審議をいたします。議席番号__番、____、議事に参加できませんので、退席を願います。

(__番 _____退席)

○議長（石山 章君） 質疑に入ります。

(発言する者なし)

○議長（石山 章君） ないようでありますので、承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案番号185番から189番まで承認することに決定いたしました。

(__番 _____着席)

○議長（石山 章君） __番、____、185番から189番まで承認することに決定いたしました。

それでは、3号議案、もう一つありますが、197番を除きまして質疑に入ります。ご意見、ご質問ある方。

(発言する者なし)

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、議案番号197番を除きまして議案第3号を承認することに決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声多数)

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号、197番を除き、承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号、議案番号197番につき審議をいたします。私の関連する議案でありますので、参加ができないため退席をし、職務代理から議長をお願いいたします。

(__番 _____退席)

○会長職務代理者（板垣栄一君） 議長を代わりました。ただいま会長が関係者でありますので、退席をしていただきました。

それでは、番号197番について審議を行います。ございませんか。

(発言する者なし)

○会長職務代理者(板垣栄一君) ないようでありますので、議案番号197番、承認することに決定してよろしいですか。

(異議なしの声多数)

○会長職務代理者(板垣栄一君) それでは、承認することに決定をいたしました。

(__番 _____着席)

○会長職務代理者(板垣栄一君) _____、番号197番、承認することに決定いたしました。

○議長(石山 章君) それでは、次に議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長(中村宣信君) 議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定について説明いたします。

69ページを御覧いただきたいと思います。番号1、申請人、____、土地につきましては1筆、156平米、申請事由としましては、申請者は新潟市に住んでおり、農業の経験もなく管理が困難なため、空き家バンクに登録した物件と併せて売却をしたいと考え、当該地について区域設定を申請するものでございます。

続きまして、位置の説明をいたします。70ページを御覧いただきたいと思います。図面左側が日本海となっております。その右側に上から下に通っているのが国道345号、その右側に同じく並行して走っているのがJR羽越本線となっております。このJRと国道の間、国道の脇に図面の上段やや左側に太線で囲まれているところが今回の申請地となっております。

説明は以上でございます。

○議長(石山 章君) 今ほどの件について、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、議案番号1番について報告をお願いいたします。

推進委員9番、東海林委員。

○推進委員9番(東海林善雄君) 最適化推進委員の東海林です。村上地区では、3月10日木曜日に別段面積の地域設定について農業委員4名、最適化推進委員3名の出席の下、確認を行いましたので、ご報告いたします。

この申請地は、先月農地法第4条第1項第9号の届出があった箇所であり、その際に現地調査を実施しておりますので、このたびは書類により確認を行いました。申請地である__氏は新潟に住んでおり、親より農地を相続したものの、農業の経験もなく、農地の管理が難しいことから、9月に別段面積の設定した農地と併せて売却を考えて申請するものです。申請地は、地上権、永小作権、質権、使用貸借権等による権利、賃借権もしくはその他の使用及び収益を目的とする権利が設

定されておらず、また作業受託契約が設定されていない等の条件をクリアし、遊休農地の発生防止が図られる観点からも今回の申請については妥当と判断をいたしました。

なお、申請者は同集落内にある実家と併せて空き家バンクに登録をしており、現在茨城の方と交渉を進めているところであります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（石山 章君） それでは、議案第4号につき質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、議案第4号については決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定については決定することといたします。

それでは、次に議案第5号 村上市農業委員会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局長（小川良和君） それでは、71ページを御覧ください。議案第5号 村上市農業委員会会議規則の一部を改正する規則制定について、村上市農業委員会会議規則の一部を改正する規則を、別記のとおり制定するものとするということで、次のページ、72ページ、73ページを御覧ください。今回改正する内容につきましては、公印の見直しの流れを受けまして、第13条第2項に記載ございます議事録の関係のところになります。これまでにつきましては、第2項については、議事録には、議長及び総会において定めた2人以上の出席委員が署名し、及び押印しなければならないというふうに規定されておりましたが、その項目のうち、「し、及び押印」というふうなところを削りまして、「署名しなければならない」というふうに変更するものでございます。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第5号を承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、村上市農業委員会会議規則の一部を改正する規則制定については原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 村上市農業委員会会長等互選規程の一部を改正する規程制定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局長（小川良和君） それでは、74ページを御覧ください。

議案第6号 村上市農業委員会会長等互選規程の一部を改正する規程制定についてということで、村上市農業委員会会長等互選規程の一部を改正する規程を、別紙のとおり制定するものとするということで、75ページ、76ページにその内容がございますが、今回の改正する内容については、議案第5号でもお話ししたように押印の見直しに伴うもので、第18条第1項のところがございます記録の作成という箇所の中で、「署名又は記名及び押印」というふうな記載のところを「又は記名及び押印」という部分を削りまして、「署名の上」というふうに変更するものでございます。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） 質疑に入ります。ご質問等ありましたらお願いいたします。

（なしの声あり）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第6号については承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第6号 村上市農業委員会会長等互選規程の一部を改正する規程制定については原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号 職員の任免についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局長（小川良和君） それでは、本日皆様方の机の上に配付させていただきました議案第7号の用紙を御覧いただければと思います。

議案第7号 職員の任免についてということで、昨日村上市の職員の人事異動がございました。それに基づきまして、このたび異動する職員、農業委員会を免ずる職員と任命する職員並びに各支所、本所農林水産課で農業委員会の兼務辞令を受けている者の解く者と命ずる者ということで今回提案させていただいております。

1番、免ずる職員といたしまして、局長、小川良和、係長、園部和枝。2番、任命する職員ということで、局長、八藤後茂樹、主査、田島雄樹。3番、兼務を解く職員ということで、朝日支所で兼務していただいております課長補佐、高橋和憲、山北支所で勤務してございました副参事、村山真一、あと農林水産課、村上の本庁のほうで勤務してございました主査、田島雄樹。今回兼務を命ずる職員ということで、山北支所におきましては課長補佐、森山治人、朝日支所につきましては係長、近藤和久の2名を兼務という形で任命をする形になります。

なお、本庁農林水産課のほうにつきましては、職員の異動で来年度の体制がちょっと固まっておらず、誰を兼務にするかということがまだ正直決まっていない関係もございまして、このたびのところにはちょっと記載されておられません、決まり次第、報告いただくことになっておりますので、村上本庁農林水産課の兼務辞令等につきましては、専決事項という形でさせていただければと思

ます。4月の定例会で改めて報告はさせていただきますが、そのような対応をさせていただければと思います。今回任命する職員については、全て令和4年4月1日付の辞令という形にさせていただければと思っております。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、それでは議案第7号 職員の任免については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第7号 職員の任免については原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、局長からも説明ありましたが、村上本庁の兼務職員については専決処分とさせていただきますので、ご了承のほどお願いいたします。

議案として、その他について皆様方から何かあれば伺いますが。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 事務局、何かありますか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） それでは、議事については以上といたします。

3時15分まで暫時休憩に入ります。

休憩 午後3時03分～午後3時16分

・協議、連絡事項ほか

時に午後4時10分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和4年3月24日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員